

「寺院振興金庫貸付申請書」記載の注意事項（都市開教専従員の開教活動資金）

寺院振興金庫設置規程第4条に基づき、都市開教専従員に任用された者が開教活動に従事するにあたり、当初の活動資金を必要とする場合に貸付制度を利用することが出来る。

- 申請者 都市開教活動に従事しようとする都市開教専従員
 - 貸付額 1口100万円 10口以下
 - 貸付期間 20年以内
 - 貸付利息 貸付金額に、貸付年度当初の4月1日現在の、日本銀行が定めた公定歩合（基準割引率および基準貸付利率）に、0.5%を加算した数を乗じた額
 - 返済方法 元利均等返済方式＜貸付総額並びに返済年数により算出＞
 - 延滞利息 貸付利率に10%を加えて、日割計算による
 - 特記事項 特別な事由があると認められた場合、返済を据え置くことができる。但しこの場合、貸付当初の5年間を基本とし最大10年間とする。
 - 貸付申請書添付書類
 - ① 履歴書
 - ② 開教活動計画書
 - ③ 前年度の決算書及び当該年度の前算書
（新たに活動を開始する場合は初年度予算書を提出）
 - ④ 連帯保証書（成人1人以上）
 - ⑤ その他必要な書類
 - 申請者の戸籍謄本・住民票・印鑑登録証明書
 - 申請者の前年度所得を証する書類[所得証明書又は源泉徴収票]
 - 申請者の預金残高証明書
 - 申請者の健康診断書
 - 連帯保証人の印鑑登録証明書・住民票（上記④の署名・押印者のもの）
 - 連帯保証人の前年度所得を証する書類[所得証明書又は源泉徴収票]
 - 活動資金使用用途を明らかにする書類[物件賃貸借用書など]
 - 誓約書
- ※上記各契約書は写しを提出のこと。尚、未契約の場合は見積書を提出し、契約後、契約書（写）を提出すること

以 上